

# 検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:23-0025)  
2023年02月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年1月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0131第4号」により、測定項目に検査実施料が新設および変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

## ■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)	180点
結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出	963点

## ■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
オートタキシン	194点

## ■ 適用日

2023(R5)年 2月 1日(水)から適用

## ▼ 新規保険収載

測定項目	単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)
保険点数	180点
検体検査判断料	免疫学的検査判断料 (144点)
診療報酬点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査「37」
留意事項	(58) 単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)は、単純ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認めた初発の患者に対し、イムノクロマト法により実施した場合に本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性を準用して算定できる。なお、当該検査を2回目以降行う場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。ただし、本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性及び「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は併せて算定できない。

測定項目	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出
保険点数	963点
検体検査判断料	微生物学的検査判断料 (150点)
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「20」
留意事項	<p>ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はその他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場合に、本区分「20」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の所定点数を準用して算定する。</p> <p>イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出と本区分「19」の結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</p>

## ▼ 保険収載内容 一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	オートタキシン検査
保険点数	194点
検体検査判断料	生化学的検査(I)判断料 (144点)
診療報酬点数表区分	「D007」血液化学検査「48」
留意事項	<p>ア 「48」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法、<u>化学発光酵素免疫測定法又は酵素法</u>により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</p> <p>～(略)～</p>